

鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第83号）新旧対照表 第11条関係

改正後	改正前
<p>○鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第83号</p> <p>第1条 ～ 第4条（略）</p> <p>（使用料及び手数料）</p> <p>第5条 診療所を利用する者が納付すべき使用料及び手数料は、別表第1から別表第3までに定める額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬点数表」という。）により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で規則で定めるもの並びに消費税及び地方消費税を非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、規則で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の範囲内の額）とする。</p> <p>第2項（略）</p> <p>第6条 ～ 第10条（略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>○鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第83号</p> <p>第1条 ～ 第4条（略）</p> <p>（使用料及び手数料）</p> <p>第5条 診療所を利用する者が納付すべき使用料及び手数料は、別表第1から別表第3までに定める額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬点数表」という。）により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で規則で定めるもの並びに消費税及び地方消費税を非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、規則で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額の範囲内の額）とする。</p> <p>第2項（略）</p> <p>第6条 ～ 第10条（略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>

診断料等

分類	種別	単位	料金
健康診断料	事業所用	1 件	9,530円
	事業所用以外	1 件	診療報酬点数表の88.0パーセントの額
死体検案処置料	普通死体	1 件	5,340円
	変死体	1 件	10,580円
予防接種料	各種予防接種	1 回	診療報酬点数表により算定した薬剤費、手技料等の額を勘案して市長が別に定める額
その他の診断料等	その他	その都度	実費を勘案して市長が別に定める額

備考

- 1 検査をした場合には、検査料として診療報酬点数表の88.0パーセントの額を別に徴収する。
- 2 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（第5条関係）

往診時自動車使用料（略）

別表第3（第5条関係）

診断書料等

分類	種類	単位	料金
診断書料及び証明書料	普通診断書料	1 通	2,200円
	事業所健康診断書料	1 通	3,240円

診断料等

分類	種別	単位	料金
健康診断料	事業所用	1 件	9,360円
	事業所用以外	1 件	診療報酬点数表の86.4パーセントの額
死体検案処置料	普通死体	1 件	5,240円
	変死体	1 件	10,380円
予防接種料	各種予防接種	1 回	診療報酬点数表により算定した薬剤費、手技料等の額を勘案して市長が別に定める額
その他の診断料等	その他	その都度	実費を勘案して市長が別に定める額

備考

- 1 検査をした場合には、検査料として診療報酬点数表の86.4パーセントの額を別に徴収する。
- 2 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（第5条関係）

往診時自動車使用料（略）

別表第3（第5条関係）

診断書料等

分類	種類	単位	料金
診断書料及び証明書料	普通診断書料	1 通	2,160円
	事業所健康診断書料	1 通	3,180円

	死亡診断書料	1 通		<u>3,140円</u>		死亡診断書料	1 通		<u>3,080円</u>
	死体検案書料	普通死体検案書料	1 通		<u>3,140円</u>	死体検案書料	普通死体検案書料	1 通	<u>3,080円</u>
		変死体検案書料	1 通		<u>5,230円</u>		変死体検案書料	1 通	<u>5,140円</u>
	療養費支払証明書料	1 通		<u>2,090円</u>		療養費支払証明書料	1 通		<u>2,050円</u>
	裁判所用診断書料	1 通		<u>5,230円</u>		裁判所用診断書料	1 通		<u>5,140円</u>
	労災休業補償診断書料	1 通		2,000円		労災休業補償診断書料	1 通		2,000円
	精神保健法通診医療診断書料	1 通	診療報酬点数表による。			精神保健法通診医療診断書料	1 通	診療報酬点数表による。	
	身体障害者診断書料	1 通		<u>3,140円</u>		身体障害者診断書料	1 通		<u>3,080円</u>
	自動車損害賠償診断書料	1 通		<u>5,230円</u>		自動車損害賠償診断書料	1 通		<u>5,140円</u>
	自動車損害賠償保険明細書料	1 通		<u>2,090円</u>		自動車損害賠償保険明細書料	1 通		<u>2,050円</u>
	生命保険用診断書料	1 通		<u>4,500円</u>		生命保険用診断書料	1 通		<u>4,420円</u>
	生命保険受領診断書料	1 通		<u>5,230円</u>		生命保険受領診断書料	1 通		<u>5,140円</u>
その他の手数料	その他	その都度	実費を勘案して市長が別に定める額		その他の手数料	その他	その都度	実費を勘案して市長が別に定める額	